

社会福祉法人常陽社会福祉事業団役員等の

報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人常陽社会福祉事業団定款第5条に規定する評議員、第16条に規定する理事及び監事並びに第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等が理事会、評議員会、諸会議及び入札立会等（以下「役員会等」という。）に出席した場合は1回につき7,000円を、役員会等が終日に亘る場合には12,000円を支給する。

2 監事が監査を実施した場合は、1日につき12,000円を支給する。

3 理事長報酬は、月200,000円とする。

(退職慰労金)

第3条 退任役員等にする退職慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 30,000円

(2) 理事及び監事

在任期間1年につき 20,000円

(3) 評議員（評議員選任・解任委員は除く。）

在任期間1年につき 10,000円 ただし、平成29年4月1日以降は在任期間1年につき、20,000円に読み替えるものとする。

2 在任期間の計算は、役員等の就任日から起算し、1年に満たない場合には6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

3 事業団職員が役員等を兼ねる場合には、在任期間に算入しないものとする。

(費用弁償の額)

第4条 役員等の費用弁償の額は、一般職給料表の適用をうける職員の5級相当の職務にあるものとみなして、職員の旅費支給例により計算した額とする。

(重複支給の排除)

第5条 常勤の職員が役員等の職を兼ねるときは、常勤の職員としてうける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。

(報酬の支給及び費用弁償等の方法)

第6条 役員等の報酬の支給及び費用弁償の方法については、職員の例による。ただし、退職慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第7条 報酬及び退職慰労金の支給にあたり、法定の源泉所得税額及び退任役員等が法人に対して負担する責務があるときは、その額を控除する。

附 則

この規程は、昭和52年10月20日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この改正後の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

(役員等の在任期間の起算日及び施行期日)

- 1 役員等の在任期間の起算日は平成20年4月1日とし、平成29年3月31日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。